

## 「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」に関する決議

法律の条文の改変が、歴史への裏切りとなることがある。それを批判せずに黙過することが、のちに痛恨の事態を招くことがある。

旧学校教育法の第93条には「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とのみ記されていた。ところが、先般成立した「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」の第93条は第1項に「大学に、教授会を置く」とまず書かれ、続く第2項、第3項では、教授会の役割を限定する内容が加えられている。それによれば、教授会は学生の入学、卒業および学位の授与に関しては審議決定権をもつが、その他の「教育研究」に関する事案は、学長が必要と認めたものに関してのみ、審議し意見を述べることができるとされている。この改変が教授会の大学内における地位の低下を意味していることは明白である。それが教授会自治への侵害であることも、また明白である。大学全般のあり方について、それぞれの教授会の立場から自由に意見を表明し、その決定に関与する権能が危うくされている。人事権もまた然りである。逆に学長の立場は著しく強化される方向が打ち出された。しかしその選出において、大学構成員の意見が直接反映される方式がいつまで維持できるのか、私立大学の教員としてもけっして予断は許されない状況にある。

いま自治という言葉をつかい、また自由という言葉をつかった。大学を論じるときに、これらの言葉は単なるレトリックではない。日本の憲法には「学問の自由」を保証した条文がある。「思想良心の自由」や「表現の自由」を保証した条文に加えて、第23条としてさらに「学問の自由」を保証しているのは、戦前の国家による思想弾圧と大学への介入を二度と繰り返すまいという決意のあらわれであり、貴重な歴史的所産なのである。そして学問研究の主役のひとつである大学には、その自由を保証するための組織原則として「大学の自治」が認められてきた。「学問の自由」と「大学の自治」を付託されてきた我々大学人の責任は重い。明治学院大学が、これまで同様、今後もこの重大な責務を果たす研究教育機関でありつづけることを我々は願ってやまない。

文学部教授会として、「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」に反対する決議をするとともに、これからも教授会および連合教授会が「学問の自由」と「大学の自治」のためにふさわしい役割を果たすことができるよう、学長に強く要請する次第である。

2014年11月12日  
文学部教授会